

大口町告示第34号

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第41号）の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、ユニットバス工事は対象外とする。

第5条中「25万円」を「15万円」に改める。

様式第1、様式第3、様式第5、様式第6及び様式第7中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱第4条及び第5条の規定は、令和3年4月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。